

樋原市営住宅入居者募集

樋原市営住宅入居者を次のとおり募集します。

○募集住宅

「令和7年度入居者募集住宅一覧」のとおり

○募集案内・申込書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間：令和8年1月6日（火）から1月20日（火）まで
- (2) 配布場所：樋原市都市マネジメント部住宅政策課（リサイクル館かしら2階）

○申込資格

- (1) 樋原市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
ただし、次に掲げる者については、単身で申し込むことができますが、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りではありません。
 - ①申込日時点で60歳以上の者
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている者(障がいの程度が1級から4級まで)
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障がいの程度が1級から3級まで)
 - ④療育手帳の交付を受けている者(障がいの程度が「③」と同程度)
 - ⑤生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者
 - ⑥戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者
 - ⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ⑧海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ⑨ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者で、次のいずれかに該当する者
 - ア. 配偶者暴力防止等法の規定による一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ. 配偶者暴力防止等法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (3) 樋原市営住宅条例の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。
ただし、次に掲げる者については、21万4千円以下まで認められます。
 - ①申込者または同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - ア. 身体障害者手帳の交付を受けている者(障がいの程度が1級から4級まで)
 - イ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障がいの程度が1級から3級まで)
 - ウ. 療育手帳の交付を受けている者(障がいの程度が「イ」と同程度)
 - エ. 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症である者
 - オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ②申込者が60歳以上の者であり、かつ同居予定者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合
 - ③同居予定者に義務教育修了に達するまでの者がある場合
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 暴力団員でないこと。
- (6) 過去に、市営住宅を無断退去しておらず、かつ、明渡請求を受けていないこと。
- (7) 市営住宅家賃等を滞納していないこと。

○申込方法

- (1) 「申込資格」を満たしている場合、市営住宅入居申込書等に必要事項を記入の上、必要書類と併せて令和8年1月6日（火）午前8時30分から1月20日（火）午後5時15分までに提出してください。
- (2) 申込みは1世帯1住宅に限ります。
- (3) 提出書類は一切返却しません。

○公開抽選

令和8年1月28日（水）に公開で抽選を行い、入居者及び補欠順位を決定します。

○指定入居日：令和8年3月2日（月）

※入居される方は、樋原市営住宅条例及び樋原市営住宅滞納家賃処理要綱を遵守していただきます。